

障害児福祉手当における施設入所の取り扱い

支給継続	資格喪失
宿泊型自立訓練施設	障害児入所施設
共同生活援助 (グループホーム)	乳児院又は児童養護施設
母子生活支援施設	指定発達支援医療機関
児童心理治療施設	障害者総合支援法に規定する療養介護を行う 病院又は障害者支援施設
児童自立支援施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園が設置する施設
児童自立援助事業 (自立援助ホーム)	独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関等の 進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	国立保養所
児童相談所一時保護施設	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
特別支援学校の寄宿舎	病院又は診療所 (法令の規定に基づく命令による入院・入所に限る)